

とくぎん 教育資金贈与専用口座 未来 ご利用のご案内

本預金にかかるお手続きや注意事項を記載しておりますので、口座開設前に必ずお読みください。

- 本預金は、平成25年度税制改正における「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」（以下、「教育資金非課税措置」という）に対応している商品です。口座開設にあたり、当行と教育資金管理契約を締結していただきます。
- 「教育資金非課税措置」の適用を受けるためには、直系尊属からの贈与を受ける必要があります。
直系尊属とは、例えば贈与を受ける方（受贈者）の父母・祖父母・曾祖父母をいいます。
- 本説明書では、教育資金を贈与する方（贈与者）を祖父母さま等、教育資金の贈与を受ける方（受贈者）をお孫さま等と表記いたします。
- お孫さま等が既に他の金融機関や当行のほかの店舗に「教育資金非課税申告書」をご提出されている場合、本預金のご利用いただけません（ただし、既に教育資金管理契約が終了している場合を除きます）。複数のご契約をされた場合、最初の1つを除き課税対象となりますので、ご注意ください。
- 本預金にお預入れいただけるのは、令和8年3月31日までとなります。

1. 商品概要

項 目	内 容
商品名	とくぎん教育資金贈与専用口座 未来
ご利用 いただける方	祖父母さま等の直系尊属の方から、教育資金の贈与を受けられた30歳未満の個人の方 ※お孫さま等の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、「教育資金の非課税措置」を受けることができません。
対象となる預金	普通預金 ※口座開設時に教育資金管理契約を締結させていただきます。 ※教育資金管理契約終了とともに本口座も解約となります。
お預け入れ金額	1円以上1,500万円以内（1円単位）
適用利率	普通預金利率
取扱期間	【口座開設・預け入れ】 平成25年8月12日～令和8年3月31日 【払 戻】 口座名義人が30歳に達する日の前日まで （在学中であることを条件に40歳に達する日の前日まで延長が可能です。）
口座開設	当行窓口でお申込みいただけます。 口座開設に先立ち、贈与者と受贈者との間で贈与契約を締結していただき、当該契約により取得した贈与資金を取得後2ヶ月以内に本口座にお預入れいただきます。 「贈与契約書」「教育資金非課税申告書」に記載された金額と同額をお預入れいただきます。 1 個人（受贈者）につき1 金融機関（かつ1 支店）1 口座に限ります。 ※お預入れ上限額は1,500万円となります。
追加の お預け入れ方法	口座開設店の窓口で随時お預入れいただけます。 「贈与契約書」「追加教育資金非課税申告書」に記載された金額と同額をお預入れいただきます。 ※お預入れ上限額は累計1,500万円となります。
お引き出し方法	窓口または郵送で随時お引き出しいただけます。 ※郵送の場合は、当行ホームページより専用の払戻請求書をダウンロードのうえ、口座開設店まで郵送ください。本口座よりお引き出しのうえ、ご指定いただいた口座へお振込みいたします。 本口座からお引き出し後教育資金の支払いに充当のうえ、領収書等を当行窓口にご提出いただきます。
口座管理手数料	無料です。
その他参考 となる事項	・キャッシュカードは発行いたしません。 ・本商品の譲渡、担保提供、口座名義変更はできません（婚姻等、預金者本人の氏名が法令に基づき変更される場合を除きます）。

2. 口座開設のお手続きに必要なもの

項 目	ご留意点
お孫さま等のご本人確認書類	健康保険証、運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（顔写真付）等 ※お孫さま等が未成年の場合は、親権者さまのご本人確認書類とともにお孫さま等と親権者さまの関係が確認できる確認書類（住民票等）も必要となります。
お孫さま等のご印鑑	口座開設にあたり、お届けいただくご印鑑をご用意ください。
戸籍謄本・住民票等（原本）	直系尊属からの贈与であることを確認させていただくため、祖父母さま等がお孫さま等の直系尊属であることを確認できる戸籍謄本（または抄本）または住民票の原本が必要です。
お孫さま等の所得確認資料	前年分の所得税に係る合計所得金額が確認できる書類（源泉徴収票、確定申告書の写し等） ※扶養親族である場合、または合計所得金額がない場合は不要です。
贈与契約書（原本）	あらかじめ書面にて祖父母さま等とお孫さま等との間で贈与契約を締結していただき、贈与契約書の原本をご提示いただきます（写しをとらせていただき原本をお返しいたします）。 ※贈与契約により取得した贈与資金を取得後2ヶ月以内に本口座にお預入れいただく必要がございます。なお、贈与契約書の書式は当行の店頭又はホームページにご用意しております。 ※お孫さま等が未成年の場合は、親権者さま2名の署名・捺印も必要です。
教育資金非課税申告書（原本）	教育資金非課税措置の適用を受ける金額（お預入れ金額と同額である必要があります）等を記載していただきます。 申告書は当行より税務署に提出いたします。申告書の提出には受贈者のマイナンバーカードが必要となります。申告書は当行の店頭にご用意しております。また、国税庁のホームページからダウンロードすることもできます。 ※「学校等」に対して直接支払われる教育資金については上限1,500万円まで、「学校等以外の者」に直接支払われる教育資金については上記1,500万円のうち最大500万円までとなります。23歳以上のお孫さま等が支払われる教育資金については、学校等や教育訓練給付の支給対象となる教育訓練に係る費用に限定されます。詳しくは後記「5. 教育資金非課税措置の対象となる教育資金の範囲」又は文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」（文部科学省ホームページにも掲載されています）をご参照ください。 ※文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm
贈与資金等	贈与資金については、以下の方法にてあらかじめご用意ください。 ・既に当行にある祖父母さま等の口座にあらかじめ贈与資金を入金し、口座開設日に本預金へ振替えていただく場合は、あらかじめ入金した口座のお通帳とお届印をお持ちいただくとともに、祖父母さま等（ご本人）にもご来店いただきます。 ・既に当行にあるお孫さま等の口座にあらかじめ贈与資金を入金し、口座開設日に本預金へ振替えていただく場合は、お孫さま等があらかじめ入金した口座のお通帳とお届印をお持ちください。 ※本預金へ直接贈与資金をお振込みすることはできませんのでご注意ください。

3. 口座開設手続き

①ご来店	<u>お孫さま等（未成年の場合は、親権者さまのみ可）にご来店いただきます。</u> 祖父母さま等の口座から本預金へ振替える場合は、祖父母さま等（ご本人）にもご来店いただく必要がございます。
②口座開設手続き	「教育資金非課税申告書」「とくぎん教育資金贈与専用口座 未来申込書兼資金管理契約書」等の申込書類にご記入・ご捺印いただき、お孫さま等のご名義で口座を開設致します。なお、口座開設時の入金額は「贈与契約書」「教育資金非課税申告書」に記載された金額と同額とします。また、お預入れ上限額は1,500万円ですのでご注意ください。
③お通帳の受け取り	お通帳をお受け取りください。口座開設のお手続きは完了となります。 ※本預金は、A T M・れいんぼ～Netでのお取り扱い、口座振替でのお引き出しおよびお振込みでのお預入れはお取り扱いいたしません。

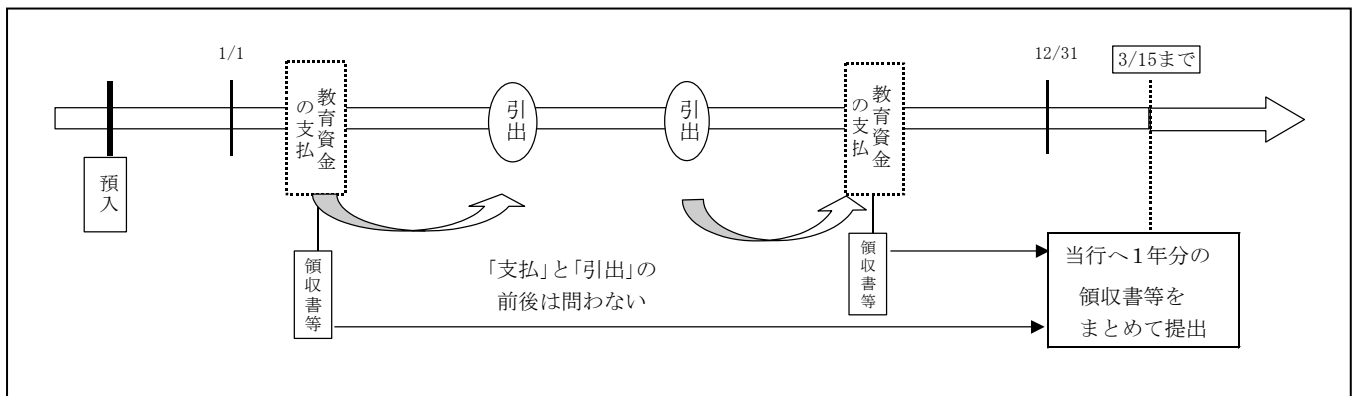
※令和8年3月31日までは追加のお預け入れが可能です（ただし、お預入れ限度額は累計で1,500万円までとなります）。贈与契約書、お通帳、お届けのご印鑑、追加教育資金非課税申告書、ご本人確認書類等をご用意いただき、口座開設店の窓口にてお手続きができます（口座開設店以外でのお取扱いはできませんのでご注意ください）。

4. お引き出しおよび領収書等のご提出

お引き出し方法	窓口および郵送で随時お引き出しいただけます。 ※窓口にご来店の場合は、お通帳、お届けのご印鑑をご持参ください。また、現金で200万円を超えてお引き出しいただく場合は、お孫さま等のご本人確認書類(未成年の場合は親権者さまのご本人確認書類および関係がわかる確認書類)が必要です。 ※郵送の場合は、当行ホームページより専用の払戻請求書をダウンロードのうえ、口座開設店まで郵送ください。本口座よりお引き出しのうえ、ご指定いただいた口座へ書類到着後翌営業日以内にお振込みいたします。納付期限のあるものについては早めに当行に到着するようご送付ください。 (教育資金の領収書等は支払年月日の属する年の翌年3月15日までにご提出ください。)
教育資金に関する領収書等のご提出	領収書等(原本)及び「教育資金贈与専用口座 未来に関する領収書等明細一覧兼確認書」を領収書等の日付の属する年の翌年3月15日までに当行へご提出ください。 期限までにご提出いただけない場合、及び領収書等が出金額に不足する場合は、教育資金以外の支出と見なされ、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。 ※領収書等のご提出に際し、当行より毎年1月に前年の出金額を記載した領収書提出依頼書を送付いたします。お孫さま等が未成年の場合は、口座管理者さまへ、成人された場合は、お孫さま等もしくは委任状によりお届けいただいた代理人さまへ送付いたします。口座管理者さま、お孫さま等および代理人さまのご住所等に変更があった場合は直ちに当行に届出ください。お届けいただけない場合は、本口座に関する手続の案内等がお手元に届かない場合がございます。
ご注意事項	領収書等の日付は本口座からのお引き出しと同じ年(1月～12月)に属する必要がございます。同じ年に属していない場合、教育資金以外の支出となり、教育資金管理契約が終了した日の属する年に贈与があったものとして、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。

※お引き出し金の一部または全部を口座に戻し入れることはできません。

●お預け入れから領収書等の提出までの流れ(イメージ図)



5. 教育資金非課税措置の対象となる教育資金の範囲

(1) 学校等※に対して直接支払われる金銭

学校等への支払いは上限1,500万円

- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費または入学(園)試験の検定料など
- ② 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

※学校等とは

- ・学校教育法上の幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、大学院、専修学校、各種学校

- ・認可外保育施設

○1日あたり5人以下の乳幼児を保育する施設(都道府県知事等から証明書の交付を受けているものに限定)

○国家戦略特別区域内に所在し、外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす施設(都道府県知事等から証明書の交付を受けているものに限定)

・外国の教育施設

[外国にあるもの] その国の学校教育制度に位置づけられている学校、日本人学校、私立在外教育施設

[国内にあるもの] インターナショナルスクール(国際的な認証機関に認証されたもの)、

外国人学校(文部科学大臣が高校相当として指定したもの)、 外国大学の日本校、
国際連合大学

・認定こども園又は保育所 など

(2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの

学校等以外への支払いは上記1,500万円のうち500万円を上限として非課税となります。

＜イ. 役務提供または指導を行う者(学習塾や水泳教室など)に直接支払われるもの＞

③ 教育(学習塾、そろばんなど)に関する役務の提供の対価や施設の使用料など

④ スポーツ(水泳、野球など)または文化芸術に関する活動(ピアノ、絵画など)その他
教養の向上のための活動に係る指導への対価など

⑤ ③の役務提供または④の指導で使用する物品の購入に要する金銭

＜ロ. イ以外(物品の販売店など)に支払われるもの＞

⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの

⑦ 通学定期券代

⑧ 留学渡航費、学校等に入学・転入学・編入学するために必要となった転居の際の交通費

※学校等以外とは

・学習塾、スポーツ教室、文化芸術にかかる教室等

物品の販売店等業者への支払いであっても、学校等における教育に伴う費用で、学生等の全部または大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものは(2)に該当します。具体的には、学校等における教育に必要であり、学校等が書面で業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼しているものを指します。

教育資金の範囲から、学校等以外の者に支払われる金銭で受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供または指導に係る物品の購入費及び施設の利用料を除外いたします。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外いたしません。

6. 領収書等について

(1) 領収書等の種類

領収書等は原本をご提出ください。領収書等は返却いたしません。

① 領収書

領収書には、支払日、金額、支払者(宛名＝お孫さま等、摘要等にお孫さま等の氏名が記載されている場合はお孫さま等の親権者さまでも可)、支払先の氏名(名称)及び住所(所在地)、資金使途(※1)が記載されていることが必要です。

② 領収書以外の「支払の事実を証する書類」(※2)

「支払の事実を証する書類」には支払日、金額、支払者(宛名)、支払先の氏名(名称)及び住所(所在地)、資金使途(※1)が記載されていることが必要です。

※1) 学校等以外の者(塾や習い事)で必要な費用を直接支払う場合の領収書については、資金使途に加えて、その内訳(例「〇月分〇〇料として(〇回または〇時間等)」)についても記載されていることが必要です。

※2)「支払の事実を証する書類」は文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」のQ&A (Q5-3) で例示されています。要件が不足する場合には振込依頼書等を合わせて添付することにより要件を明確にする必要があります。なお、当該添付書類も「支払の事実を証する書類」に含まれます。

(2) 学校等で必要な費用を学校等以外の者に支払う場合

上記(1)の「領収書等」に加えて「学校等の書面※」をご提出いただくことが必要です。

※年度や学期の始めに配付されるプリントや「学校便り」「教科書購入票」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には学校名、年月日、用途・費用が記載されていることが必要です。

非課税となる教育資金の範囲、「学校等」・「学校等以外」の区分、「領収書等」についての詳細は、文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について（文部科学省ホームページにも掲載されています）」をご参照ください。

※文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

7. 本預金の教育資金管理契約の終了

教育資金管理契約は下記のいずれかに該当する場合、終了いたします（本預金はただちにご解約いただきますので、引き続きご利用になることはできません）。

① お孫さま等が30歳になられた場合（在学中であることを条件に40歳まで延長できます）

※延長される場合は、30歳に達した日の翌月末までに証明書（在籍証明、学生証、受講案内など）をご提出ください。翌年以降も適用を受ける場合は、毎年12月31日までに提出ください。

② お孫さま等が亡くなられた場合

③ 本預金の残高がゼロとなり、お孫さま等と当行とで契約を終了させることで合意した場合

上記①又は③の事由により教育資金管理契約が終了した時点で、未提出の領収書等がある場合は、契約の終了した日の属する月の翌月末日までに当行にご提出ください。

上記事由が発生して契約が終了した場合、本預金は解約していただきますので、お通帳、お届けのご印鑑をお持ちください。

8. その他参考となる事項

(1) 本預金にお預入れいただく前に支払われた教育資金は、教育資金非課税措置の適用対象外となります。

(2) 本預金からお引き出し後に教育資金を支払う場合、お引き出し時にお支払先等をお聞きすることがございます。あらかじめご了承ください。また期限までに領収書等のご提出が無い場合、「教育資金管理契約が終了となった日の属する年に贈与があったもの」として、贈与税が課税されます。

(3) 上記7の①または③の事由により教育資金管理契約が終了した時点で、教育資金非課税申告額から教育資金支出額を差し引いた残額※がある場合は、その残額に対して、「契約が終了した日の属する年に贈与があったもの」として贈与税が課され、一般税率が適用されます。

②の事由により契約が終了となった場合は、贈与税は課されません（相続のお手続きが必要となります）。

※以下の部分の合計金額は残額として贈与税の課税対象となり、その年において他に贈与を受けた金額と合わせて贈与税の基礎控除額を超える場合や相続時精算課税制度の適用を受ける場合には、贈与税のご申告が必要です。

① お預入れ金額のうち、お引き出しをしなかった部分

② お引き出し金額のうち、次の部分

- ・教育資金のお支払いに充当しなかった部分（年間のお引き出し合計額が年間の領収書等の合計金額を超える部分を含みます）
 - ・教育資金の支払いとお引き出しの年が異なる部分
 - ・教育資金の支払いに係る領収書等を期限までにご提出いただけなかった部分
 - ・学校等以外の者への教育資金の支払いで累計500万円を超える部分
- （４）祖父母さま等が亡くなられた場合は、贈与日から亡くなられた日までの期間に関係なく、亡くなられた日においてお孫さま等が23歳以上であれば管理残額が相続財産の加算対象となります。（お孫さま等が在学中の場合および教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除きます）ただし、祖父母さま等の相続税の課税価格の合計が5億円を超える場合は、お孫さま等の年齢や在学中等の有無にかかわらず、管理残額が相続財産の加算対象となります。
- ※死亡の事実を知った場合は、速やかにその旨の届出が必要になります。
- （５）（上記（４）の対象となる場合）祖父母さま等が亡くなられた日においてお孫さま等に残高がある場合は、相続税額の2割加算の対象となります。
- （６）学校等へのお振り込みにかかる振込手数料等は非課税措置の対象とはなりません。
- （７）その他本預金の教育資金管理契約に反する取り扱いがあった場合には非課税措置の対象外となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。また、この契約を変更する場合は、あらかじめ変更の内容および取り扱いの期日を店頭に掲示し、その期日の到来とともに変更契約の効力が発生するものとします。

以 上

令和5年6月1日現在